

2025 年度の変更点について

(2024 年度>マスター設定>システム設定にて「基本給昇給額の範囲」:常勤換算・介護率で処遇改善を計算を選択している、かつ介護率を「100%」以外で入力しているユーザー様のみ該当します。)

2025 年度より、処遇改善加算の計算方法が変更されました。これに伴い、**支給対象職種の制限**が撤廃され、昇給額に含まれる処遇改善加算の計算が簡素化されています。この変更により、入力された昇給額がそのまま処遇改善加算として集計されるようになります。

計算方法変更の背景

従来は、処遇改善加算の支給対象職種が限定されていたため、**介護職員のみを対象として昇給額に含まれる処遇改善加算部分を個別に計算する必要がありました。** 2025 年度からは、**すべての職種が支給対象**となったため、このような個別計算が不要となり、**計算方法が変更されました。**

主な変更内容

これまでには、処遇改善加算の対象者が限定されていたため、当システムでは職種ごとの勤務割合などをもとに、細かな加算額の算出が必要でした。

【変更前の例】

- 処遇改善加算を用いた昇給額: 5,000 円
- 職種: 介護職員と看護職員の兼務
- 常勤換算: 1.00
- 介護職員としての勤務割合(介護率): 20%

この場合、介護職員として働いた分(20%)のみが処遇改善加算の対象となるため、昇給額のうち 1,000 円($5,000 \text{ 円} \times 20\%$)のみが処遇改善加算として集計されていました。

【変更後(2025 年度以降)の例】

支給対象職種の制限がなくなったため、**昇給額全額(5,000 円)**が処遇改善加算として集計されます。職種や介護率にかかわらず、入力された金額がそのまま反映されます。

該当するシステム設定箇所

- 2024 年度:[システム設定]>[基本給昇給額の範囲]
- 2025 年度:設定箇所はありません

※ これまで存在していた「常勤換算・介護率で処遇改善を計算」の設定項目は削除され、今後はすべての昇給額が処遇改善加算として計算される仕様となります。

※ なお、2025 年度以前についても、今回の例のように「5,000 円を全額介護職員に対する処遇改善加算である」と見なす場合は、「全額を処遇改善」と設定するか、介護率に**100%**を入力していただく必要がありました。

↓ 2024 年度

↓ 2025 年度